

# 胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針（案）

## 1. 策定の背景

### (1) 「まち・ひと・しごと創生法」

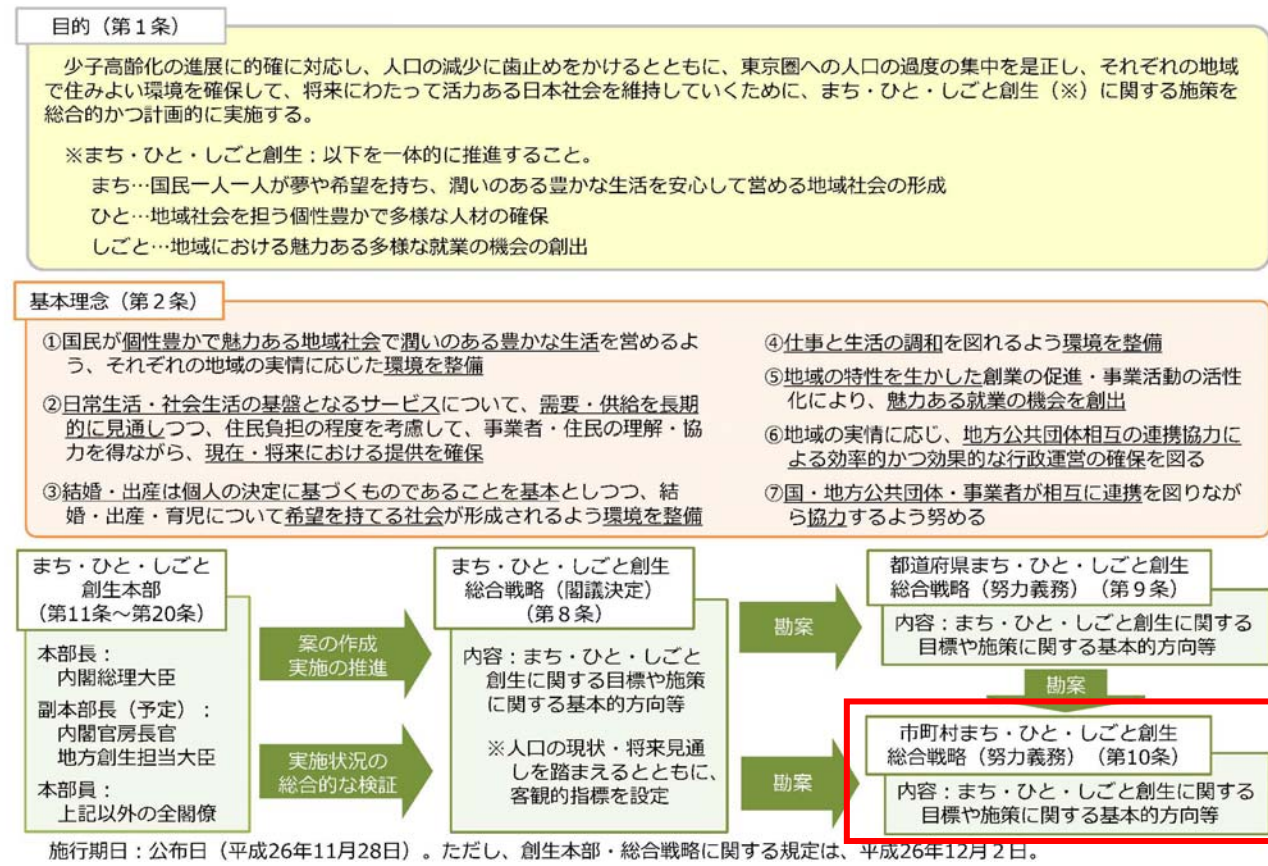
#### ＜「まち・ひと・しごと創生法」が目指すもの（第1条）＞

- ◇ 2008年に始まった日本の人口減少は今後加速的に進むことが予想されており、人口減少による消費・経済力の低下が日本の経済社会に対して大きな重荷となります。
- ◇ 将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「人口減少克服」と「東京圏への人口の過度の集中を是正する地方創生」をあわせて行うことを目的に掲げています。

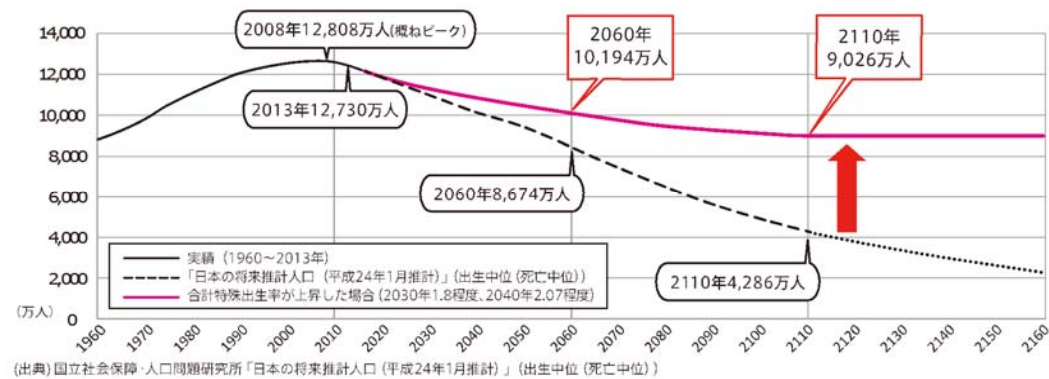
#### ＜「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（第8～10条）＞

- ◇ 「まち・ひと・しごと創生法」の中では、国、都道府県および市町村は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」）」を策定することが位置付けられています。（都道府県・市町村は努力義務）

### ■ まち・ひと・しごと創生法の概要



### ■ 我が国の人口の推移と長期的な見通し



### (2) 「人口ビジョン」と「総合戦略」

#### ＜2つで1セットの計画 ～「人口ビジョン」と「総合戦略」＞

- ◇ 都道府県および市町村は、国の「長期ビジョン（人口ビジョン）」と「総合戦略」を勘案して（概要は下図参照）、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定します。

「人口ビジョン」：各地域の人口動向や将来人口推計の分析、中長期の将来展望を提示する  
 「総合戦略」：各地域の人口動向や産業実態を踏まえ、2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定する

- ◇ 計画の策定・推進にあたって、「情報支援」「財政支援」「人的支援」のメニューが用意されています。

【財政支援例】－平成26年度：地域住民生活等緊急支援のための交付金  
 －平成27年度：税制地方財政措置  
 －平成28年度（予定）：地方版総合戦略を推進する新型交付金の新設

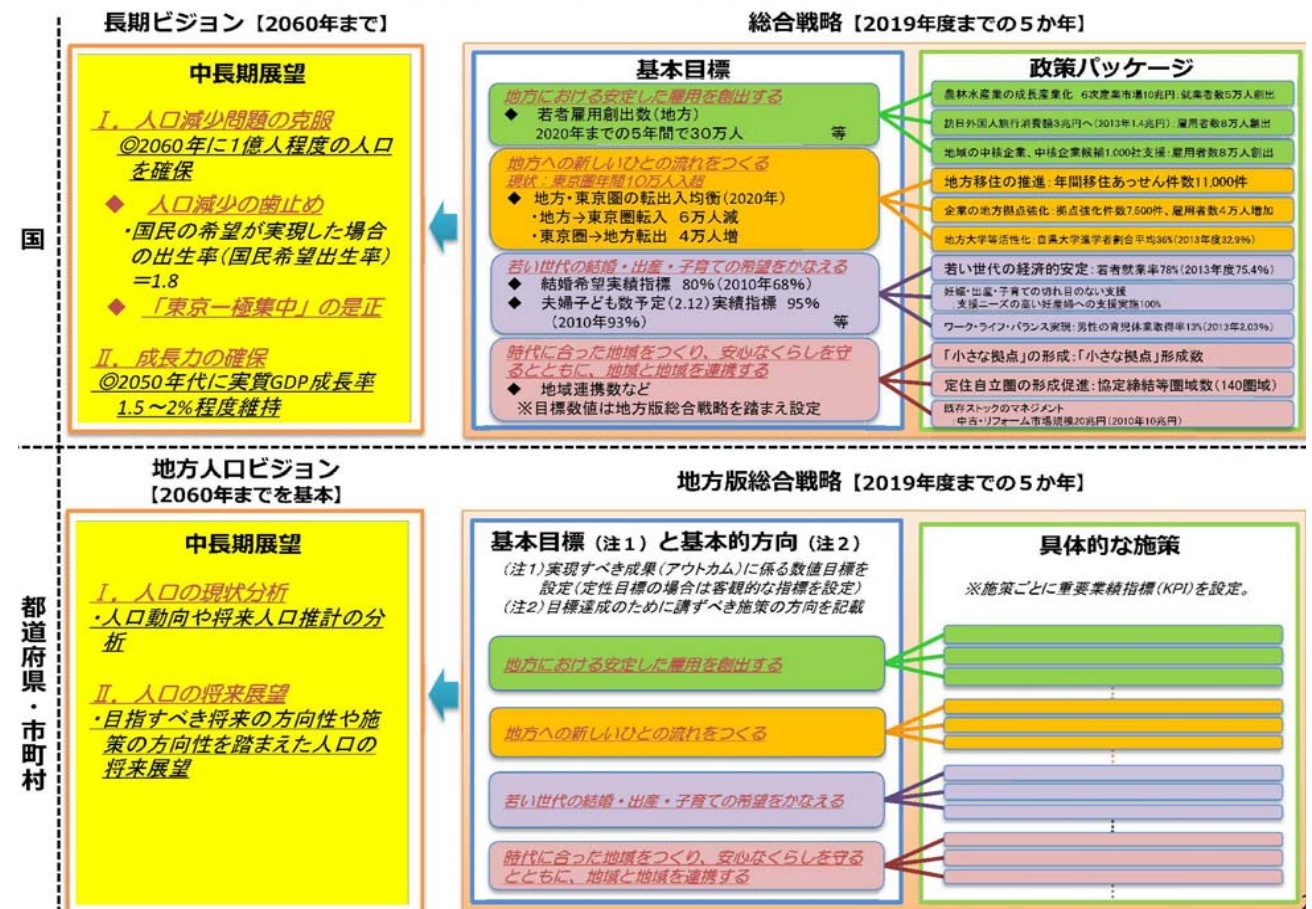
#### ＜策定のポイント＞

- ◇ 明確な目標とKPI※1を設定し、PDCAサイクル※2による効果検証・改善を行う
- ◇ 地方公共団体を含め、産官学労官※3、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力・参画を促す
- ◇ 地方議会も策定や検証に積極的に関与
- ◇ 各々の地域での自律的な取組と地域間連携を推進する など

※1 Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略。政策ごとの達成すべき成果目標。  
 ※2 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。  
 ※3（産）産業界（官）地方公共団体や国の関係機関（学）大学等の高等教育機関（金）金融機関（労）労働団体（言）メディア。

### ■ 国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成イメージ

（「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」より）

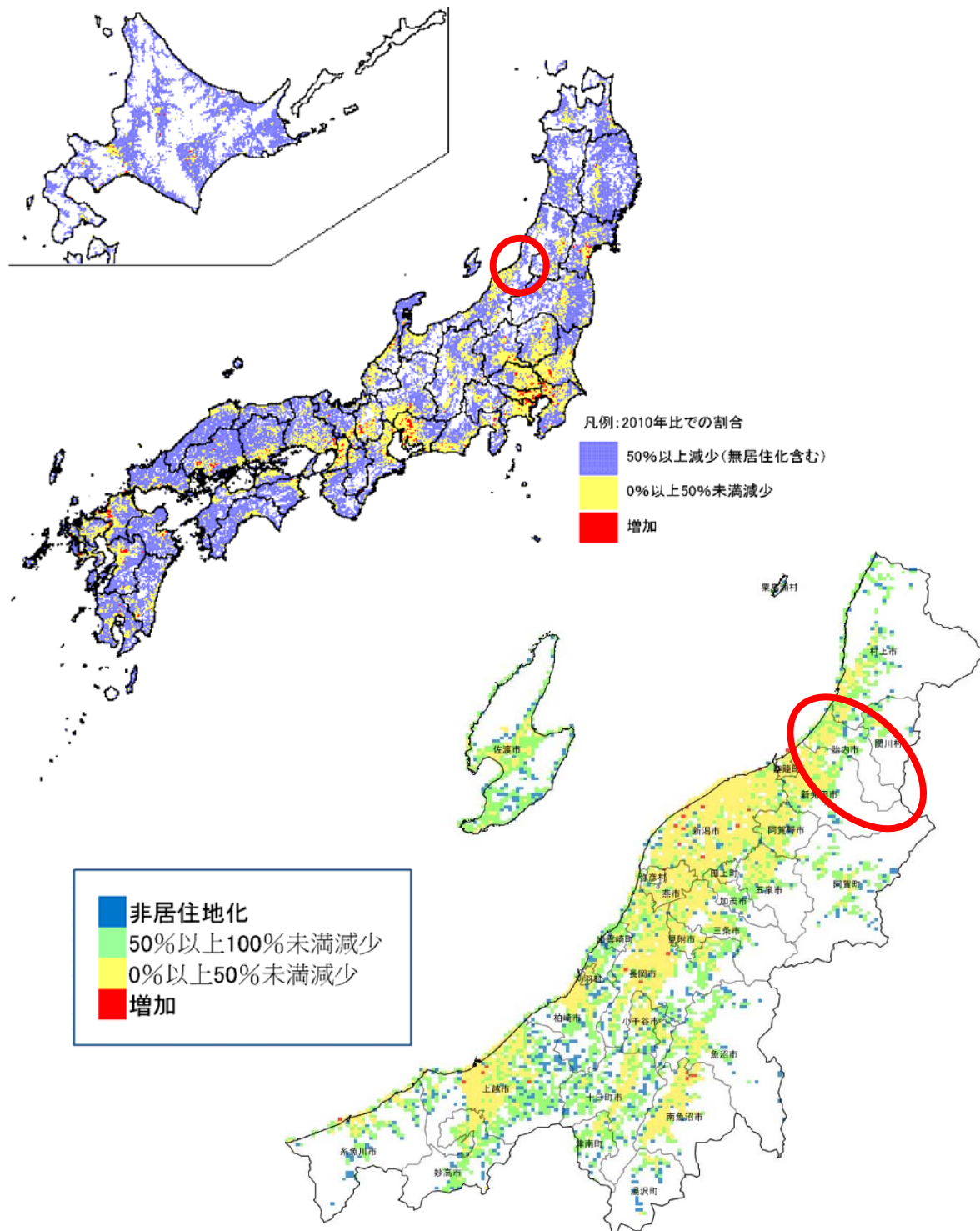


(参考) 人口減少に警鐘を鳴らすレポート

■ 2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況

(国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」参考資料より)

- ◇ 全国を≪1km<sup>2</sup>毎の地点≫で見ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上を占める(※現在の居住地は国土の約5割)。
- ◇ 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。
- ◇ 新潟県内では、新潟市を中心とした平野部に「0%以上50%未満減少」する地点が広がっており、その周辺に「50%以上100%未満減少」あるいは「非居住地化」する地点が分布している。

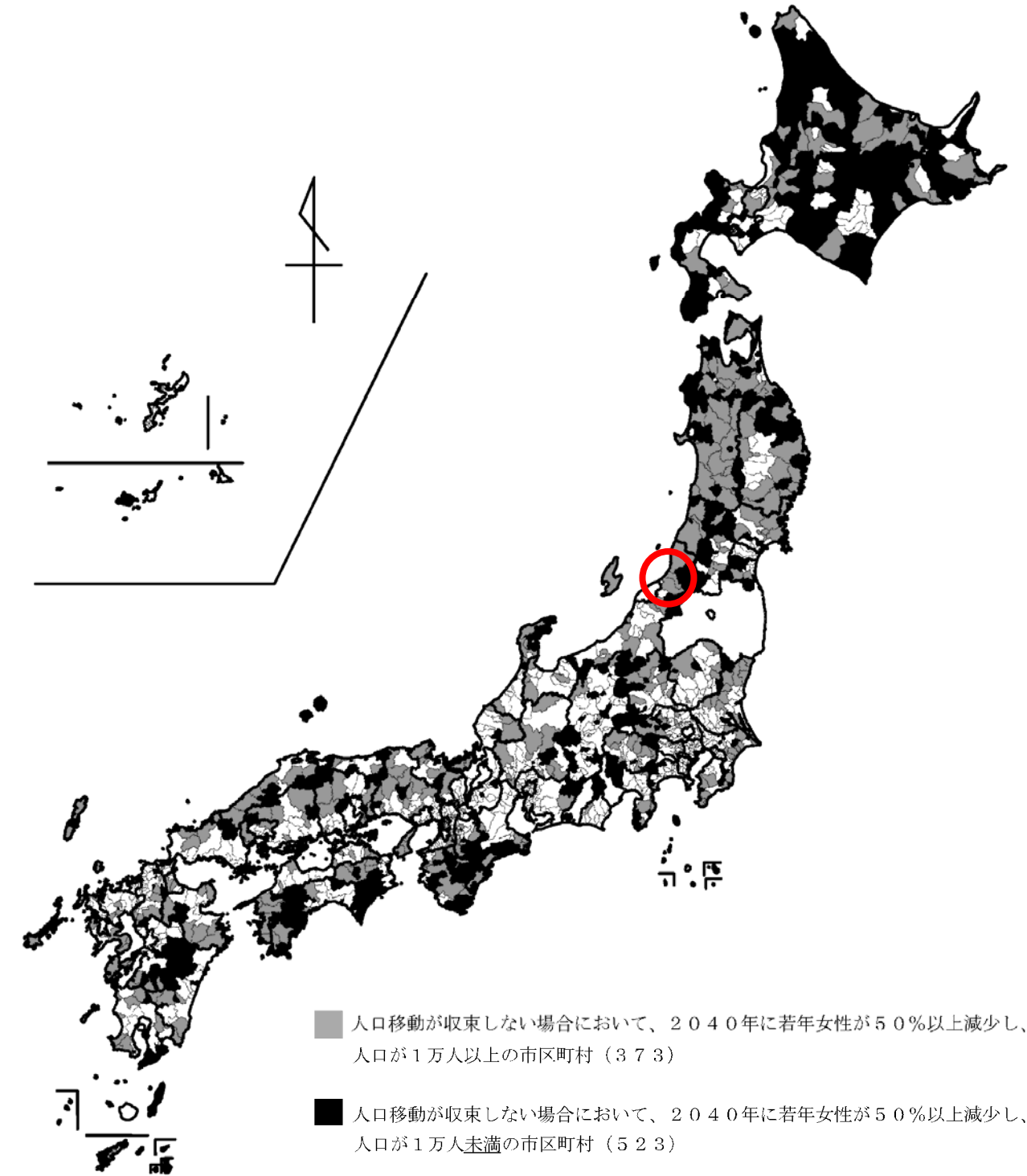


■ 「消滅可能性都市」

(日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言(平成26年5月8日)より)

- ◇ 2010年から2040年までの間に「20~39歳の女性人口※」が5割以下に減少する市町村を、このままいくと将来急激な人口減少に遭遇する「消滅可能性都市」と定義している。

※「産まれる子どもの95%が20~39歳の女性の出産によるもの」とのデータにもとづき、人口の再生産を中心的に担う層として抽出されている。



一般社団法人北海道総合研究調査会(HIIT)作成

## 2. 構成イメージと策定作業の進め方

◇ 国の示す構成と策定の基本的な手順は下図の通りです。これを踏まえ以下の方針で策定作業を進めます。

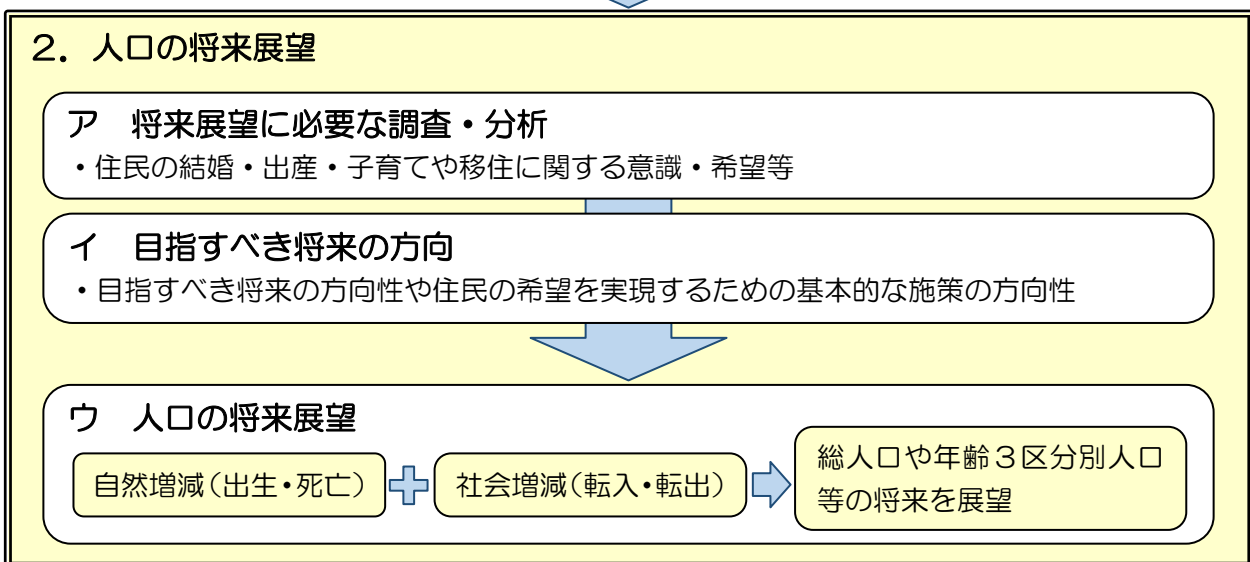
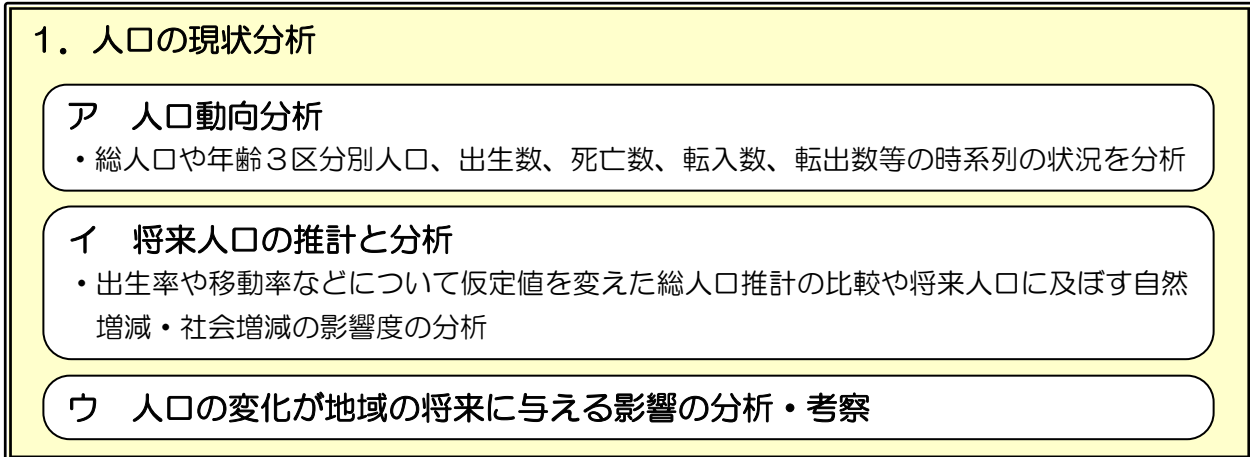
### (1) 人口ビジョン

#### <策定作業の進め方>

- ◇ 国の長期ビジョンと期間を揃えて（2060年）人口の将来を展望します。
- ◇ 人口減少問題に関する市の共通認識となる人口ビジョンは、総合戦略の前提条件として先行して検討を進めますが、最終的には総合戦略の施策の内容を踏まえて数値を確定させることとします。
- ◇ 2-ア：将来展望に必要な調査・分析については、以下の資料を活用して分析を行います。
  - ーまずは、国・県の提供資料や市が過去に実施した調査結果を活用
  - ー今年度中に実施予定である第2次総合計画の策定に係るアンケート調査の結果も後ほど参照

#### ■ 人口ビジョンの構成

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060年）が基本。（地域の実情に応じた期間の設定も可）



前提条件として  
内容を考慮

施策の内容を  
踏まえて確定

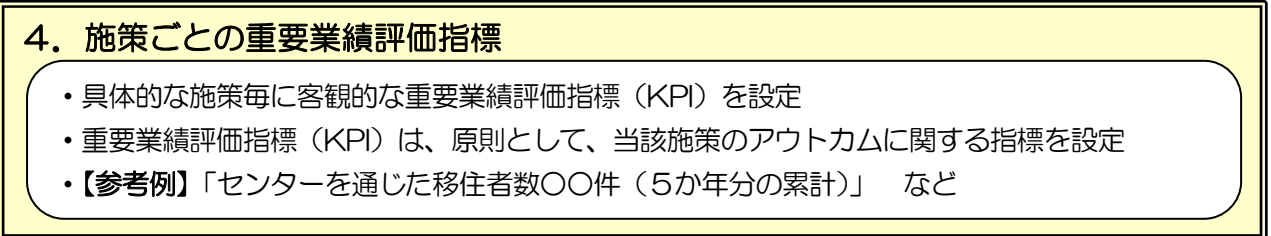
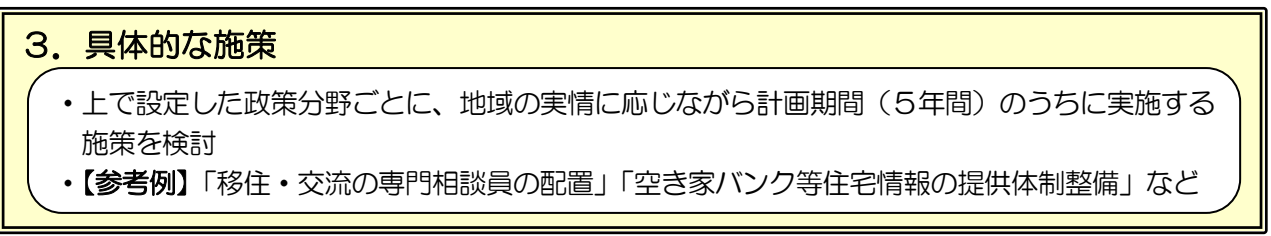
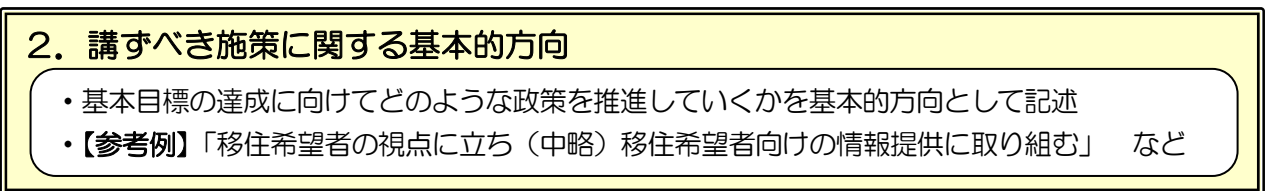
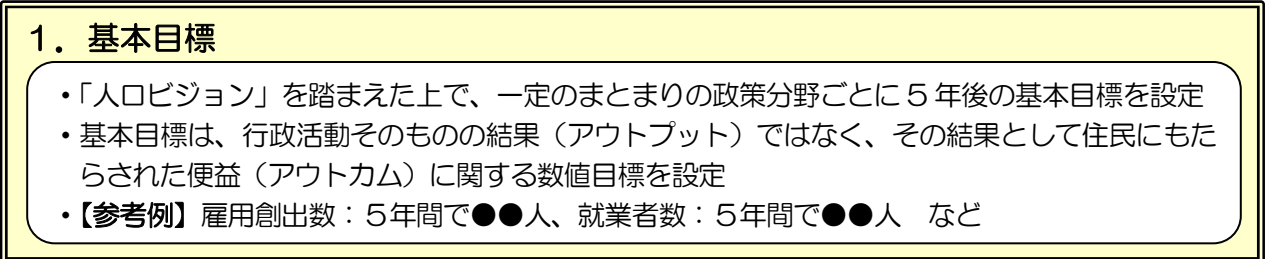
### (2) 総合戦略

#### <策定作業の進め方>

- ◇ 国が示す以下の4つの柱について重点的に検討を行います。
  - ー地方における安定した雇用を創出する（しごとづくり）
  - ー地方への新しいひとの流れをつくる（ひとの流れ）
  - ー若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえる（結婚・出産・子育て）
  - ー時代に合った地域づくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する（まちづくり）
- ◇ 分野毎の縦割りで計画・構成される総合計画（別紙参照）等の既存の計画の内容を、上記の4つの柱で横串に整理し、これを検討の下敷きとすることで従来の政策との整合を図ります。
- ◇ ここに委員の皆さま、市民、庁内から寄せられる指摘やアイデアを肉付けしていきます。

#### ■ 総合戦略の構成

- 計画期間：2015～2019年度（5か年）
- 記載内容：市総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする（まち・ひと・しごと創生法 第10条第2項 より）
  - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

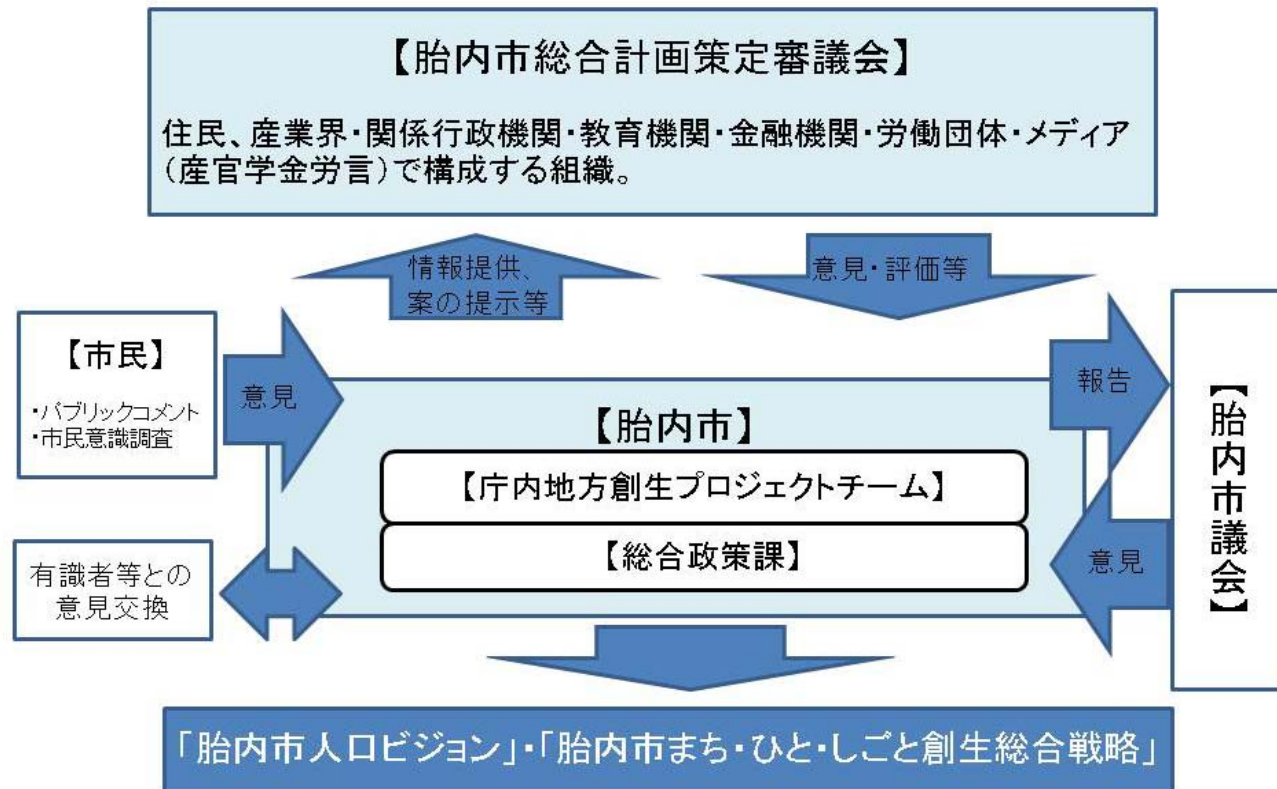


### 3. 策定体制および策定スケジュール

#### (1) 策定体制

- ◇ 策定作業は、住民をはじめ産官学金労言の各方面の委員で構成する「総合計画策定審議会」と次世代の市政を担う市職員で構成する「市内地方創生プロジェクトチーム」を中心に進めます。
- ◇ 最終的なとりまとめに向けては、市議会および市民の意見の反映を図ります。
- ※ 市民意向の反映にあたっては、既存の意識調査の結果等も活用します。

#### ■ 策定体制



#### (2) 策定スケジュール

- ◇ 平成 28 年度予算編成や国の上乗せ交付金交付申請を視野に入れ、おおよそ以下のようなスケジュールで策定作業を進めたいと考えています。
- ◇ また、今年度からは、市政の最上位計画である「総合計画（基本構想・基本計画）」の策定も行う予定（今年度、来年度の2か年で）であり、並行して進める以下の作業についても結果の反映を行います。
  - － 「総合計画」の施策評価の結果を「総合戦略」の基本的な考え方に反映
  - － 「総合計画」策定に係るアンケート調査の結果も後ほど参照

#### ■ 協議会の開催日程（予定）

